

女子美術大学
教員組織の編制に関する方針

令和4年2月10日 学長決定

女子美術大学は、理念・目的を実現するために、学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針を以下の通り定める。

- ・大学院設置基準又は大学設置基準に基づき、学部・学科・専攻又は領域・研究科の教育研究上の目的・目標・方針を実現するために、必要な教員を適切に配置する。
- ・学部・研究科における教育研究活動を継続的に実施するために、採用時には専攻分野・年齢・性別、採用後においては職種・職位のバランスを重視し、国際化にも対応しうる多様な人材を配置する。
- ・教員の募集・採用・昇任等に当たっては、「教員任用の基本方針」及び「教員任用基準」に則り、公正かつ適切に行う。
- ・教育、研究、社会貢献、大学運営の各種活動において、公平かつ適切に役割を分担する。
- ・併設短期大学の教員との間で連携・協働するために、柔軟な組織体制・運営を目指す。
- ・教育研究に係る組織上の責任分担を明確にするために、芸術学部長、学科長、研究室主任及び美術研究科長を置く。
- ・本方針を実質化するために、ファカルティ・ディベロップメント（FD）や教員評価制度の適切な運用を通じて、組織的に教員の資質向上に取り組む。